

既存建築物に昇降機を設ける場合及びリニューアル時の確認申請手続きについて

昇降機を建築基準法(昭和25年法律第201号)(以下、法という。)第6条第1項第1号又は第2号に掲げる既存建築物に設ける場合には、同項の規定による確認又は法第18条第2項の規定による通知(以下「確認等」という。)を要する場合を除き、法第87条の4の規定に基づき確認等を要する。

- 昇降機に関し法第87条の4に規定する「設ける場合」とは以下のとおりとする。なお、昇降機の移設は、移設先において新設する場合として取り扱う。
以下1) または2) に該当する場合に確認申請を求める。

1) 部材の改修

以下全てについて改修する場合(部材ごとに全撤去・新設とみなせる場合)

エレベーター	共通	かご（かご枠及びかご床版）	
		レール（一部改修含む）	
	方式ごとに 全てを改修 する場合	ロープ式の場合	主索
		直接式油圧の場合	プランジャー
		パンタグラフ式油圧の場合	プランジャー
			パンタグラフのアーム、ピン
		間接式油圧の場合	プランジャー
	主索		
エスカレーター	踏段を支持するもの		
	踏段を駆動するもの		
	踏段		
小荷物専用昇降機	エレベーターに準ずる		

※主要な支持部分等（支持梁除く）及びかご、レールに相当する部分を全て改修する場合

2) 仕様の変更

	エレベーター	エスカレーター	小荷物専用昇降機
①	駆動方式の変更	—	-
②	エレベーターの用途の変更	—	-
③	機械室の有無の変更	—	-
④	定格速度の変更(速度が上がる場合)		
⑤	積載量、定員の変更(増える場合)		
⑥	昇降路を延長して乗場を増設する場合		

- その他の改修を行った場合は、法第12条第3項による定期報告にて報告をするものとする。

以上